

青森県報

第四千百六十号

平成二十八年
六月十五日
(水曜日)

目次

告 示

難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定.....(保健衛生課).....一

難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主
として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並
びに担当する診療科名の変更の届出.....(同).....二
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
定の取消し.....(同).....三
保安林の指定施業要件の変更予定.....(林政課).....四

右 同.....(同).....五
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.....(水産振興課).....五
公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....(保健衛生課).....六
肥料の登録.....(食の安全・安心推進課).....六

肥料登録の有効期間の更新.....(同).....六
右 同.....(同).....七
肥料登録の失効.....(同).....七
建設業者の許可の取消し.....(東青地域).....七
右 同.....(県民局).....七
出先機関.....(同).....八

道路の位置の指定.....(上北地域).....八

公 営 企 業

青森県立中央病院全身用X線CT装置の購入に係る一般競
争入札.....(病院課).....八

告 示

青森県告示第四百十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一
項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定
により公示する。

平成二十八年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
訪問看護ステーションどんぐり村	十和田市稲生町一三の七	平成二七・三・一
まちだ訪問看護ステーション	青森市大字羽白字沢田四四の二	二七・六・一
スーパードラッグアサヒ城東北店	弘前市大字城東北四丁目四の一九	二七・七・一
スーパードラッグアサヒ調剤薬局	弘前市大字土手町一八一の四	"
スーパードラッグアサヒ調剤薬局富田店	弘前市大字富田三丁目六の六	"
みちのく調剤薬局	五所川原市大字姥范字船橋二四五の二	"
スーパードラッグアサヒ調剤薬局板柳店	北津軽郡板柳町大字福野田字常盤五四の一	"
アサヒオリジナル調剤薬局	弘前市大字宮川一丁目二の二	二七・一〇・一

区指定医の氏名	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	診療当科	指定期間

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十八年六月十五日

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

青森県告示第四百十三号

医療法人雄心会新都市訪問看護ステーション	中泊町国民健康保険小泊診療所	訪問看護リハビリステーション愛あい	アーチ薬局いたやなぎ	八戸調剤薬局センター	調剤薬局ツルハドラッグ八戸諏訪店	きどくりニック	ハッピー調剤薬局田向商店	山形内科クリニック	保険調剤薬局タイキファーマシー高田店
青森市松原三丁目一三の二一	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間一の二五	三戸郡五戸町字下モ沢向二一の四〇	北津軽郡板柳町大字福野田字実田五三の八	八戸市小中野一丁目四の五四メゾンビル一階	八戸市諏訪三丁目三の二〇	八戸市大字田向字冷水三三の一	八戸市大字田向字冷水三三の一	弘前市大字松森町一四	弘前市大字高田五丁目二の一五
六・六・一	六・五・三	六・五・九	〃	〃	〃	六・五・一	〃	六・四・一	〃

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
安達 功武	郎佐藤 龍一	佐藤 和則	村上 洋	中村 秀世	藤田 雄	山科 光弘	庄子 忠宏	小島 剛史	大崎 拓也	内海 裕	鎌田 耕輔	山崎 義人	小林 完
院学弘前大学附属病院	病院険五戸総合	病院険五戸総合	病院険五戸総合	院学弘前大学附属病院	病院八戸赤十字	病院八戸赤十字	病院八戸赤十字	病院八戸赤十字	病院八戸赤十字	院機構弘前病院	院機構弘前病院	院青森市民病	院学弘前大学附属病院
五三 弘前市大字本町	三戸郡五戸町字沢向一七の三	三戸郡五戸町字沢向一七の三	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井七四の二	むつ市横迎町二丁目一の九	五三 弘前市大字本町	八戸市大字田面木字中明戸二	八戸市大字田面木字中明戸二	八戸市大字田面木字中明戸二	八戸市大字田面木字中明戸二	八戸市大字田面木字中明戸二	町一 弘前市大字富野	目一四の二〇 青森市勝田一丁	五三 弘前市大字本町
眼科	外科	内科	内科	眼科	腎臓内科	糖尿病代謝内科	産婦人科	循環器内科	循環器内科	呼吸器内科	科 消化器・血液内	整形外科	小児外科
六・五・三	〃	六・五・三	〃	六・五・九	六・五・三	〃	〃	〃	〃	六・五・二〇	六・四・三	六・四・七	平成 六・四・六

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指
太佐 々木 洸	中山 義人	中村 秀雄	千葉 大輔	須田 俊宏	貝塚 満明						
青森県立中央病院	三戸町国民健康保険三戸中央病院	弘前大学医学部附属病院	一般財団法人双葉厚生会青森青森市市民病	青森市市民病	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	独立行政法人労働者健康安全機構青森労働安全機構	弘前大学医学部附属病院	独立行政法人労働者健康安全機構青森労働安全機構	独立行政法人労働者健康安全機構青森労働安全機構	医療法人社団ケック・トウ・クリニクス	弘前中央病院
青森市東二丁目一	三戸郡三戸市守田字沖中	弘前市大字本町五三	青森市大字新田四八八の一	青森市勝田一丁目二〇	むつ市小川町一丁目二の八	八戸市大字白銀町南ケ丘一	弘前市大字本町五三	八戸市大字白銀町南ケ丘一	八戸市大字白銀町南ケ丘一	弘前市大字福村新館添二〇	弘前市大字吉野三の一
緩和医療科	総合診療科	消化器外科	外科	眼科	整形外科	整形外科	内科	内科	内科	内科	臓内(腎)科
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

区指定 医分 の氏名	氏名
石橋 昌也	氏名
主として指定 難病の診断 を行う医療機 関	名称所在地
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八
診療当 科す 名	診療当 科す 名
皮膚科	皮膚科
年取指 月日消 定	年取指 月日消 定
平成 二六 ・六 ・七	平成 二六 ・六 ・七

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十八年六月十五日

青森県告示第四百十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指
城戸 啓治	吉田 健太	高橋 礼			
黒石市国民健康保険黒石病院	弘前市立病院	三戸町国民健康保険三戸中央病院	三戸町国民健康保険三戸中央病院	三戸町国民健康保険三戸中央病院	三戸町国民健康保険三戸中央病院
八戸市大字田向冷水二三の一	八戸市白銀三丁目六の一	黒石市北美町一丁目七〇	弘前市大字大町三丁目八の一	三戸郡三戸市守田字沖中	三戸郡三戸市前田二丁目一七
泌尿器科	内科	内科	総合診療科	内科、外科	内科、外科
二六・五・一	"	"	"	"	"

青森県告示第四百十六号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字丹内沢八の一〇六

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百十七号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字雨池二の五五・一一の一〇四・四四八の一（以上三筆

について次の図に示す部分に限る。）、字丹内沢九の二四、九の二五、九の四五から九の四七まで、一一の七二、一一の七五から一一の七七まで、一一の八五、字上後藤四九の三五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十八年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域	区	分
下北郡佐井村大字佐井字糠森一一七 福田 栄一	佐井村第五区域	佐井村漁業協	主として底建網	
下北郡佐井村大字佐井字糠森四六の三 館脇 信義	同組合の地区	のうち、大字	佐井字糠森、	
			字古佐井、字	

公 告

大佐井及び字
矢越の区域

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計の賃貸借契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康福祉部保健衛生課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年五月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋一丁目三の一
- 六 契約金額
六百六十五万八千二百円
- 七 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を参加者として一般競争入札を行ったが、予定価格の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予

定価格の制限の範囲内で、最低の価格を見積もった者と随意契約により契約を締結したものである。

八 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七号の二第一項第八号の規定により随意契約とした。

九 入札の公告を行った日

平成二十八年四月一日

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により、平成二十八年五月二十六日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三七七号	肥料の種類 混合堆肥複 合肥料	肥料の名称 パワー溪流	保証成分量 (パーセント) りん酸全量 二二・〇 く溶性りん酸 一二・〇 加里全量 一三・五 く溶性加里 一二・五 水溶性加里 六・〇 く溶性苦土 二・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社農産 技研 十和田市大字 三本木字並木 西一七一の一
----------------------	-----------------------	----------------	--	----------------------------	---

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により平成二

十八年五月二十六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三七〇号	肥料の種類 なたね油か す及びその 粉末	肥料の名称 菜のちから	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 四・七 りん酸全量 二・二 加里全量 一・〇	その他の 規格 該当なし	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 沖津由子 上北郡横浜町 字吹越一三三 の四
----------------------	-------------------------------	----------------	--	--------------------	---

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により平成二十八年六月二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三五八号	肥料の種類 加工家きん ふん肥料	肥料の名称 醜酢ペレッ ト鶏糞	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 三・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 有限会社三沢 地域環境保全 組合 三沢市大字三 沢字庭権四五 四九
----------------------	------------------------	-----------------------	--	----------------------------	---

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三七六号	肥料の種類 混合堆肥複 合肥料	肥料の名称 パワー溪流	保証成分量 (パーセント) りん酸全量 一三・〇 く溶性りん酸 一一・八 加里全量 一四・〇 く溶性加里 一三・六 水溶性加里 七・〇 く溶性苦土 二・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は住所 株式会社農産 技研 十和田市大字 三本木並木 西一七一の一
----------------------	-----------------------	----------------	--	----------------------------	--

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社伊藤光建設
- 二 代表者の氏名 伊藤 廣光
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字若宮一四〇の二九
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二七）第一〇九三七号
- 五 取消年月日 平成二十八年五月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社鳳志興業

二 代表者の氏名 永澤 勇一郎

三 主たる営業所の所在地 青森市篠田三丁目一〇の一七

四 許可番号 青森県知事許可（特 二三）第一四二二二号

五 取消年月日 平成二十八年五月十日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年五月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二

月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年六月十五日

上北地域県民局長 山 田 裕

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
上北郡七戸町字天王七三の 一、七三の一三、七三の一 四、七三の一五、七三の二 二及び七三の二三	一〇・五五メー トル	六・〇〇メートル	平成 二 六・六

公 営 企 業

青森県立中央病院全身用X線CT装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年六月十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

全身用X線CT装置 一式

二 納入期限、設置場所及び入札方法

入札説明書による。

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加

資格)の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号(物品等の競争入札参加資格)の二又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十八年七月七日までに青森県立中央病院管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目一の一
青森県立中央病院 管理課
電話 〇一七 七二六 八〇三七

4 提出部数 一部

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院 管理課

電話 〇一七 七二六 八〇三七

2 入札書の提出期限

平成二十八年七月二十八日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院 三階 第一会議室

(二) 日時

平成二十八年七月二十八日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金については、青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「規則」という。)第三百三十二条第一項第二号により免除するものとし、契約保証金については、規則第五百九十九条の規定による。

七 契約の締結

落札決定の日から七日以内に契約を締結する。ただし、落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が三に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業

者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Computed Tomography systems
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:
11:00 a.m. July 28, 2016

3 Contact point for the notice :
 Supply Section
 Management Division
 Hospital Bureau
 Aomori Prefectural Government
 2-1-1 Higashitsukurimichi
 Aomori city, Aomori 030-8553
 Japan
 Phone : 017-726-8037

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭